

特247

605

昭和十四年一月

昭和十三年度會務並決算報告

政治經濟研究會



0002529000

0002529-000

特247-605

會務並決算報告

政治經濟研究会

昭和13年度

昭和14

AAD

政治經濟研究會設立ノ趣意

我國内外ノ情勢ニ照シ政治ト經濟ノ緊密化ヲ圖ルコトハ刻下ノ最大急務ナリ、吾々産業人ハ國民トシテノ責務ヲ盡ス上ニ於テ單ニ從來ノ如ク自己ノ職業ニノミ没頭スルヲ以テ足レリトスベキニ非ズ、宜シク舊套ヲ脱シ非常時日本ノ政治ト經濟ノ相聯關セル諸問題ニ對シ眞摯ナル調査研究ヲナシ以テ各般ノ綜合國策決定ノ上ニ萬遺漏ナカラシムベキナリ

茲ニ同志相寄り本會ヲ創立シ國民トシテ奉公ノ一端ヲ盡サントスル所以ナリ

昭和十二年一月

目次

政治經濟研究會昭和十三年度會務報告

一、研究調査項目一覽……………	(一)
二、決議及意見書……………	(二)
(一) 皇軍感謝決議……………	(二)
(二) 日滿支三國經濟強化に關する決議……………	(三)
(三) 重工業方面より見たる輸出促進策……………	(七)
(四) 主として織維工業並に輕工業方面より見たる輸出増進策……………	(一〇)
(五) 商出品別輸出増進に要する業者の意見(資料)……………	(一九)
(六) リク制による織維工業輸出増進策……………	(三三)
(七) 官使任用令の改正に就て……………	(三三)
(八) 人的資源の培養補給策……………	(三五)
(九) 北支開發並に中支振興株式會社に對する要望……………	(三五)
(十) 支那經濟開發の方針……………	(三六)
(十一) 産業經濟調整委員會……………	(三六)
(十二) 官吏制度改正案に關する要望……………	(三七)
(十三) 物資需給計畫に關する決議……………	(三七)
(十四) 人的資財培養に關する決議……………	(三七)
(十五) 中小工業救濟國策會社案……………	(三七)
(十六) 長期國家總力戰に對する決議……………	(三七)
(十七) 物資統制の運営に關する改善策……………	(三七)
(十八) 國有鐵道の國策的經營……………	(三七)
(十九) 長期國家總力戰に對する一般産業計畫樹立の急務……………	(三七)
三、諸會合一覽……………	(四〇)
四、會員異動……………	(四九)
◆ 政治經濟研究會昭和十三年度決算報告……………	(四九)



聖戰第二年の昭和十三年は政治經濟研究會にとつても創立第二年であつた。この間戦局は北・中南支那の全面に擴大し全支の要衝は相ついで我掌中に歸し、皇軍將士各位の赫々たる武勳と絶大な辛苦は銃後國民のたゞく感激措く能はざるところである。

かくの如く事變の擴大と共に國內に於ける各般の戰時體制化は日増し強化の一路を辿り、物動計畫を中心とせる經濟界はまさに前古未曾有の經驗に終始したといふべきである。この間本會はこれら戰時下に必要缺くべからざるところの諸般の統制に關し専らその運営上に關する注意點をあらゆる場合に當路に進言し、特に人的資財を重視する民間産業經濟の實際と、これらの人的資財を輕視する傾あるところの法制的統制との間に於ける齟齬を補正し、兩者の緊密なる抱合せの上に産業統制運営上の改善を計ることに努力した。幸にその效果空しからず本會の主張が漸次政府の政策の上に具現し來りたることを喜ぶと共に、時局の重大性に顧み今後益々この方面に於て本會の任務遂行に邁進せんとするものである。

因に本會昭和十三年度の諸會合は六十回、研究調査の題目は十九件、決議及意見の發表は十九件である。

政治經濟研究會昭和十三年度會務報告

(自昭和十三年十一月
至昭和十三年十二月)

一、研究調査項目一覽

- 一、日滿支三國經濟ブロック強化問題
- 二、重工業方面より見たる輸出増進策
- 三、輕工業方面より見たる輸出増進策
- 四、リンク制による纖維工業輸出増進策
- 五、官吏制度改善問題
- 六、人的資源培養補給問題
- 七、支那經濟開發問題
- 八、全面的産業經濟調整問題
- 九、物資動員計畫に關する諸問題
- 十、中小工業救濟對策
- 十一、中央行政機構改革問題
- 十二、物價問題
- 十三、公債消化問題
- 十四、インフレーション問題
- 十五、長期國家總力戰に對應する一般産業計畫
- 十六、物資統制の運営に對する改善策
- 十七、國有鐵道の國策的經營
- 十八、國民再組織問題
- 十九、東亞經濟研究調査問題

二、決議及意見書

(一) 皇軍感謝決議 (昭和十三年一月)

今や聖戰第二年を迎へて吾人は皇軍忠勇の將士に對し熱烈なる感謝の意を表すると共に暴支膺懲東亞和平の帝國不動の方針に則り益々重大化せんとする時局に對し財界人の責務に邁勵せんことを期す

(二) 日滿一如並に日滿支三國經濟ブロック強化に關する決議 (昭和十三年一月)

日滿一如の本質は夙に滿洲國建國當時に決定したるところにして肇國こゝに六ヶ年今や治外法權の撤廢、附屬地の返還、滿洲國關稅の改正等日滿一如の機構は着々その體制を整へつゝあり、而して今後一層之れが完成を期するには更に日滿關稅の根本的改正、内地企業力の進出、滿洲移民の促進等日滿共通の重要國策の遂行に邁進せざるべからず、殊に日支事變を契機とし日滿一體の機構と相關聯して日滿支三國經濟ブロックの強化は益々その重要性を加ふるに至れり、之れを達成するの道は本會が夙に唱導するところの「時局に必要な國防經濟の強化は専ら現在の資本主義經濟力の國家綜合動員にあり」との指針に本き、國家的計畫經濟と民間資本主義經濟力の適正緊密なる協調の必要を認むるものにして、各その一方に偏することを戒め以て舉國官民一致の大道を恪守せんことを期す

(三) 主として重工業方面より見たる輸出促進策 (昭和十三年一月)

一 戰時體制下に於て内外の事情に即應する畫期的輸出進展手段を講ずる必要に就て

從來我國の輸出産業は資本主義的自由世界市場に於て自由に獲得し得た原料をば武器として、之を合理的な企業の下に製品として世界市場に輸出してゐたものである、最早今後はこのやうな輸出産業の基礎は半ば壊滅すべきである

従て今後の戰時體制下の新情勢に適合せる輸出促進策の確立が最大緊要事である、それには次の二點を基調としなければならぬ

- (1) 日滿支三國ブロック經濟のアウトルキーの強化
- (2) 輸出産業の原料獲得の上に於ける國際依存性を出来るだけ少くすること

二 輸出促進策の内容

- (1) 輸出促進の見地よりする中小工業の助成
雜品工業は織維工業と共に我國輸出工業の二大部門であるが、雜品工業は主として中小工業である、それ故に輸出促進の見地からも中小工業の發展を助成すべきである
- (2) 對象國別、商品別輸出促進策

輸出の相手國の事情が種々異り、殊にバーターシステムが廣範に行はれてゐる今日に於ては、輸出對策も又對象國別に考へねばならぬ

更に商品の種類によつても具體的の事情が異なるから、商品の種別に應じて輸出對策を樹てねばならぬ

(3) 重工業品の輸出の促進

現在重工業生産力の擴充は非常に重要な問題であるが、戰時に於ける重工業品の消費の擴大に對しては、平時に於てこれに應じ得るだけの生産力を保持する事が絶體必要である

而して平時の國內消費量を超過する部分の生産力を維持するには鐵鋼又は鐵製品の輸出より外に道なく、戰時には此の輸出をストップして直ちに増大せる國內需要に振り向けしむべきである

そこで恒久的國防經濟の強化の方法として、重工業品の輸出は戰時體制下の今日からして考慮しなければならぬ問題である

(4) 金融的側面よりする輸出促進

(イ) 貿易には常に金融的側面が相伴ふものであるが、自由主義經濟の下では資金の動きを借手の資産を基準とする金融機關の自由意志に任せて置いて何等差支へはない

しかし國防經濟の強化が要望される戰時體制下に於ては國家の積極的金融統制が必要である、我國の金融機構の現状を見るに、その大部分の機構は未だに自由主義黃金時代の英國の銀行の型を脱せず、一般の民間普通銀行は純資本主義的立場に於ける預金銀行の立場を越へて、國策の線に沿ふて十分なる活動を爲す事を期待出来ない

そこで今後の緊急對策として輸出業者を資金的に「バック」する様に政府（若くは日銀）の統制を強化しなければならぬ

具體的方法としては次の如きものがある

(A) 獨逸の銀行制度に倣ひ預金銀行を輸出促進の爲に國策的に協力せしむる方法

(B) 米國の聯邦準備銀行制度を一部採用して五大銀行に輸出促進の爲に、ある額の資金を共同に出させ之に日銀が低利資金を以つて特融する方法

(ロ) 支那の經濟開發並に一般文化的基礎事業に必要な金融機關、殊に長期の資金固定を來すべき重工業方面の事業に對する特別金融機關の設立は焦眉の急務である（次項北支開發覺書參照）

北支開發覺書

(一) 北支經濟開發の方針

一、北支經濟開發は日滿支三國經濟ブロックの綜合國力の充實發展を目標としたる計畫經濟と、これを最も有効に實行する資本主義經濟との抱合せによらねばならぬ

一、而して特に北支の經濟開發は、その根本策は暫く措き、現下我國の狀態に鑑み、出来る限り資本の能率化を計ること、急速に短期に實效を擧ぐることを目標とすべきである、それには専ら我國の產業界に於ける一般企業人を動員することが必要で

ある、即ち現在我國の民間産業界に働いてゐる國民一般のめい／＼持つてゐる信用、技能、才幹、經驗、創意、識別、熱意等一切の企業力または資本力ともいふべきものを、最も有効に北支經濟開發の第一線に誘致することが第一義である

一、從て北支經濟開發の初期の方針としては、重要産業の發刺たる活動を阻害せぬやう、成るべく自由な機構が望ましく、而してある年限を経た後、適當に統制を強化してゆくことが得策である、本來統制並に計畫的經濟は資本主義經濟が高度の發展を遂げ、その結果が時代の國家的要求に添はぬ點を統制し又は計畫化する必要が生じたことが今日の現状である、從て未だ資本主義經濟の發達せざる北支の如き地域に、初めから統制又は計畫的に經濟の發展を期せしめんとすることは、國家として利益よりは損失の方が大である

(二) 北支經濟開發の中樞機關

一、北支經濟開發の中樞機關として國策的開發會社を設けることは、我國内外の事情に深く鑑み得策ならずと信ず

蓋し單純な開發投資會社とするも、また、持株會社とするも、孰れの場合にも主腦者の意思と勢力が直接または間接に被投資會社に必要以上に働き、その結果各個の企業の發刺たる活動と企業經營者の責任とを遲緩せしむることとなる

一、依つて北支の國策的經濟開發會社は、寧ろこれを單純なる金融機關とし、而して一方、重要産業の認可權を當該官憲に於て直接これを行使すること

備考 (1) 地下資源開發事業の許可については、第一に出願者の適否を審査し、出願者をして事業の年度計畫を提出せしめその實行を監督すること(この事業計畫を實行せざる場合は認可を取消すこと)

尙右事業會社の株式はその半分を出願者以外の一般に公開募集することを條件とすること

(2) 又、同じ鑛山事業に於ても、その事業の重要性に鑑み内地當業者の協調協力の下に出願せしめ、その必要なものは單獨出願を許すこと

而して以上二者とも株式の一般公募を條件とすることに依つて、内地同業者のカルテル的經營の弊を防止し、一面には一般民衆(株主)をしてその事業を監視鞭撻せしむること

(四) 主として纖維工業並に輕工業方面より見たる輸出増進策 (昭和十三年一月)

一般諸外國關係

一、戰時體制の現段階に於ては、軍需關係資材の輸入の飛躍的増大に對し、輸入統制及び金現送を目標とする産金獎勵の如き消極的政策のみならず、積極的なる輸出増進政策の緊要なる事は論を俟たざる所であるが、これについては根本對策と應急對策の二つに分けて考へるべきである

(I) 根本對策

一年間に於ける全面的物資輸入豫定計畫の確立

一、現在輸出商品、主として纖維工業品にあつては、世界市場に於て長期取引が原則となつてゐる故、此の原則を無視しては世界市場に輸出を遂行する事は殆ど不可能である

然るに、今日に於ては原料輸入に對する見透し不能により長期輸出取引の實行不可能である、此の點は我國纖維工業

品輸出の前途に横はる一大障害である、加之長期取引不可能の結果は「日本經濟危し」との海外に於ける浮説を生み、一層原料輸入取引上の障害に拍車を加へつゝある

而して一方我國が、時局が長期に亘り従つて經濟力の強化も長期的のプランを確立する必要あるは、論を俟たざる所にして、之が遂行上輸出産業の大宗たる纖維工業品の輸出は絶対必要のものであつて、此の點に於て深甚なる考慮を要するものと思ふ

かゝる現状に鑑み、原料輸入の確保は緊急缺くべからざるものであるが、これには先づ相當期間に亘る全面的物資輸入豫定計畫の確立と実施が必要である

一、現在に於ては輸入物資の割當は二ヶ月乃至三ヶ月を區切つて行はれてゐる爲に、原料を輸入に仰ぐ輸出産業に於て將來の見透し立たず、その結果半歳乃至數ヶ月の先物取引を原則とする商品に於ては取引約定不可能となり且國內に於て事實上の生産計畫を立てるを得ない

尙、輸入原料の輸入豫定計畫の未定の爲、今日まで世界に於て最も廉價なる市場より、最も廉價なる時期に原料を輸入しありたる我國纖維工業の強味を發揮すること困難となり、漸次競争國より壓倒されつゝあり、此の實狀に鑑み、向ふ一ケ年(少くとも半ケ年)に亘る輸入物資數量豫定計畫の樹立とその内示を受くること輸出産業にとりて必要不可欠のものであり、同時に爲替許可の區切りを少くとも四ヶ月乃至六ヶ月の程度とすることが必要である

尤も此の計畫を樹立するに當つては先づ一年間に於ける軍需關係資材の輸入數量を見透し、次に一般民間需要品の輸入數量を定め、更に之を商品別に割當てるべきである

一、而して過去半年間に豫定數量以上の輸出を爲したる商品に對しては、次期半期間に於て右超過額の幾何か(例へば八〇%)の輸入數量の増加を許可し、又反對に豫定數量以下の場合はその割合だけ輸入割當を減ずることは輸出増進に効果あり(この場合輸出実績の調査は最後の税關證明を基礎とすること)

Ⅱ) 緊急方策

一 國內に於けるストックの強制的輸出

一、現在内地に於ける製品のストックにしてその儘にて又は加工の上、それを輸出に振向け得るものを、強制的に輸出せしめる事は、目下の緊急事として極めて重要であり、又今後の輸出増進の上に一大礎石を築くものである

而して今日の如き我國内の物價が世界物價水準に比し遙に高い時は單に政府の指導又は強制によつてストックの輸出を爲す事は不可能であるが、之に對しては國家が一定の補償(具體的に言へば、國內物價と世界物價水準との差額)を行ふ事が必要である

一、然し、此の國家の補償は稍々もすれば相手國にダンピングの口實を與へ易い故に、その方法については十分の考慮を拂ふ必要がある、それには製品のストックを一旦政府で買上げ、これを輸出可能の物價水準まで引下げたる價格にて輸出業者に拂下げ、その差額は國家にて負擔することも一方法である

又輸出業者に對し組合を設けて取扱はしめ、此の組合に對し何等か他の名義で國家が補助をすることも考へらるべきである

而して此の滞貨輸出によつて獲得した資金は、之をなるべく獨立せる一つの別途輸入資金として、輸出品原料の輸入

資金に充て輸出産業の生産活動の規模を累積増加すべきである

對支那關係

一、北支幣制確立に依り必要物資の北支よりの輸入を促進し、同時に内地より之が對價としての輸出の増進を計る事が最も必要である、之を達成する爲北支の幣制を確立し、爲替關係を生ぜしめざる方法を講ずる事が一刻も急を要する問題である

(五) 資料 商品別輸出増進に對する業者の意見 (昭和十三年一月)

一、硝子

(一) 輸出製品製造の原價を引上げざる方策

輸出硝子製品は昨年度に於て約參千萬圓を算し其の販路は歐洲を除く全世界の地區に及び殊に近年は近東、アフリカ及アメリカ、中南米の新市場に活躍して大にその將來を囑望するの現状にあり

其上昨夏以來の支那事變の影響に依るボイコットを蒙ると雖もこれをカバーする新市場に其の販路を轉換して之に輸出促進の實を擧げつゝあり

殊に硝子製品は其の原料及各材料の大部分は内地品にて時局柄輸入爲替に關係極めて僅少なる結果硝子製品の輸出は産金と同一視すべきものなり

然るに昨年來時代の推運と共に事變による物價暴騰の結果燃料及原料の値上に依りて著しくその原價採算上影響を蒙りつゝあるのみならず尙本年は此れに拍車を加へてより一層各種の値上を見んとす

	昭和十二年一月	昭和十三年一月	値上	値上率
燃料石炭 噸當り平均	一七、〇〇	二三、〇〇	六、〇〇	三五%
同 重油 同	三五、〇〇	五三、〇〇	一八、〇〇	五〇%
原料硅砂 同	一一、〇〇	一三、〇〇	二、〇〇	二〇%
同曹達灰 百疋當り	六、二〇	九、七〇	三、五〇	五六%

右に示す例の如くに著しき値上を爲しつゝあるもその内石炭及重油は今後尙暴騰の狀態にあり、殊に石炭は目下配給困難にて此上の暴騰を見んとす、重油は目下國産重油なる名稱の下に輸入原油からのガソリンの絞り槽を多量に産すると雖も重油統制の名の下に強ひて協定による値上を強調しつゝある上今後液體燃料工業會社の保護の爲めにも相當の値上あるやに聞くに於ては益々重油の暴騰を見んとす、之れ果して燃料國策上止むを得ざるべきか、曹達灰は數年前より國産にて充分供給し得る程度となれるを人絹用苛性曹達の需要旺盛なる爲め硝子用曹達灰の自然的値上を爲し漸く輸入品の爲めその價格が止むなく維持されつゝありしが戰時體制の結果輸入制限の聲と共に今後値上の狀態にあり、即ち昨年より五割暴騰せるの値上率を示す、斯くの如く輸出製品原價の引上となるべき原因を今後其儘放置する時は却つて

益々製品原價の引上となる恐れあれば今後充分に此等原料及燃料暴騰に對して當局の格別なる注意を切望す

(二) 運賃特別割戻を以て輸出促進の道を講ぜられたし

昨年度に於て輸出運賃の引上を爲せる結果相當輸出品の原價採算上に向上を來せる今日なれば却つて今後之を引下げ往時獨逸國の取れる如き輸出特別奨励の一策としては如何

勿論此運賃引下の範圍は目下統制を實施せる地域に限りて特別割戻を船會社に爲さしめるか又は政府より輸出奨励資金として補助されても可なり

(三) 輸出爲替の保證擔保を減額して輸出業者を奨励する事

從來正金銀行其他銀行業者へ提出すべき輸出業者に對する爲替保證擔保を今後少くとも半減して輸出業者への便宜とその資金を潤澤ならしめて特に輸出促進の近道としては如何

(四) 事變以來ポイユット其他世界不況の理由により最近輸出業者又は製造業者間に相當多量のストックあるものと見らるゝ今日此のストックを以て輸出促進上特に政府に於て之を強制輸出を爲す方策を講究するの要あり

此の強制輸出方策の結果は一時的のダンピングとなる恐れありと雖も戰時體制下の日本として止むなき方策にて硝子製品の如き輸入原料の不要のものは尤も容易なる且つ他に影響の少なき方法ならんと思考す

二、塗料、顔料

(一) 本部門の主要輸出品たる白亜鉛、ベイント、亜鉛華、鉛丹、エナメル等は過去二十年に亘る苦心努力により海外市場

を開拓し、漸く確固たる地盤を築くに至りたるものなるも、昨秋來是等の主要原料、亜鉛、鉛、松脂等は輸入爲替許可を得ざるため全然引合中止の止むなき状態に陥り、増進は愚か從來の市場維持さへ不明なる状態なり

(イ) 前掲主要原料の輸入爲替許可の途を開れたき事

(註、亜鉛、鉛の如きは戻税品なる爲め輸出品の原料として輸入されたるものが内地使用製品の原料に流用される恐れなし)

(ロ) 原料入手を可能且圓滑ならしむる事

(爲替許可並に其手續を簡易迅速にし商機を失せしめざる様にする事)

海外各市場に於ける人氣の悪化を防ぐ手段を講ずる事

(一例として南洋方面の華僑が商品の配給機關として重要な役目を有し而も日貨排斥をなすが如きに對し適當の方法を講ずる事)

日支事變の真相を宣傳し完全なる諒解をさせるべき運動を起す事

(二) 塗料輸入品は大正初年以來輸入防遏に成功し、國內需要として輸入さるゝものと、海外輸出品の原料として輸入さるゝものとを區別して適當の統制を行はれたし

内地生産力増加を計る爲めには事情を斟酌し臨時資金調整法の緩和を計られたし

三、樂器

- (一) 内地に生産せず且内地に代用品も得難き原料を使用して製造せる輸出品に對しては之が製造業者より輸出證明書の提示に依り相當額の何割かの原料輸入を認むる事(例へばピアノ)
- (二) 輸出品生産の用に供する原料品の配給を圓滑ならしむる事
(例へばピアノ、オルガン、ハーモニカ、アコーディオン用金屬原料の類)
- (三) 競争激甚地向輸出品に對しては獨逸に於けるが如く獎勵金又は助成金制度を設くる事(例へばハーモニカ)
- (四) 米國チエーンストリアは我國雜貨の大華客なり、之が邦品のポイコットをなせるは事變による對日惡感情(或は誤解)によるものなり、徹底的是正策を要望す(例へばハーモニカ)
- (五) 輸出組合の強化は無用の競争を防止する上に於て有効ならんも、製造工場少く競争の虞なき商品に迄適用するは新販路開拓に大なる支障なり(試験的輸出にも大なる費用を強制徴收せらるゝ爲高價となり他國品と競争出來ず)

四、皮 革

- (一) 皮革の輸出増進策
- (イ) 皮革の輸出増加の應急手段
原皮の國內自給量は需要量の約二〇%にすぎず殘餘八〇%を外國原皮に依存し居りたるに、今回の輸入制限の爲軍需以外の原皮輸入極度に制限を受け之が爲め國內精革(鞣したる革)の價格を上昂せしめつゝあり加之精革(鞣したる革)の輸入制限(事實上全然禁止)によりて世界精革相場より隔離せられ居る事は愈々國內皮革相場の騰貴に

拍車をかけつゝあり、國內精革相場を世界水準に維持し以て輸出を可能ならしむるには

- (A) 少量の精革を輸入せしめて、國內一般精革相場の昂騰を牽制する事
- (B) 原皮輸入組合の獨占輸入による原皮高惹いて精革高を防止するため、現在精革輸出に従事、盡瘁しをる皮革卸商業組合に原皮輸入權を附與し、この原皮を以つて、製革工場に賃製せしめ輸出向精革を低廉に入手せしむる事
- (ロ) 皮革の輸出増加の根本策
- (A) 原料となるべき、牛、馬、羊皮の國內供給量の増加を計る爲牧畜産業振興を計ること
- (B) 北支、中支は皮革原料に好適割安なる牛皮を多く産出するを以て輸入統制外の特別輸入を認め之を以て輸出用精革を國內にて製造する事

五、綿 製 品

- (一) 綿業に就て
- (イ) 輸出を増加する應急手段
原綿不足の爲異常なる生産減を來しつゝあるが、勢ひの赴く處原價高を招來し、且つ輸出綿製品原料綿糸布の品種的融通力を減殺し海外市場は出合ひ悪化せると同時に内地市場の不安定、混迷せる實情を移して注文を差控へ居るが如し

されば應急的に政府は速かに一段と達識經驗者を動員して混迷せる市場を實際的に整理する爲、スフ混用規定の運用等に權威ある指導をなして海外に實情改善を反映せしめると同時に統制が茲處迄來れば更に進んで各綿糸布品種に亘り、工業家偏重に流れざる様最高價格の設定を徹底的になす事

(ロ) 輸出を増加する根本策

海外市場へ從來より多くの販賣人を派遣し、且現在綿糸布輸出組合がなせる輸出割當制による獨專退嬰的貿易制度を改善し、印度の如き特殊地帯は兎も角、自由貿易地帯に對する範圍を擴大し統制による貿易障害を除去すべし尙事變後、外地に於て特に支那人が排日貨の惡宣傳を流布しつゝあるを以て之に對して逆宣傳をなすべし

尙原綿不足が輸出阻害の原因なるに鑑み、北支綿に對しては中國聯合準備銀行の紙幣による爲替操作を以て、積極的に買付を促進する事、米印綿に對しては、政府は保證してゞも(民間と營業者は政府に對して負擔を提供す)クレジットを設定して輸入増加を計り、生産力の擴充を期すべし、漸次中南支の戦局良化して經濟工作の進展につれ全支に亘つて日本よりの輸出促進に對する計畫を樹つべし

(二) 爲替資金の餘裕を多くする爲の輸入防遏並に生産力増加の手段

爲替資金餘裕増加の爲、徒らに輸出貿易原料の輸入節約を計るべからず、輸入防遏は純内地消費のものを禁止するに止め、輸入品に對し前項の如く、政府は直接保證してゞもクレジットの設定を計るべし
純内地消費輸入品を禁止する上は、代用品の生産助成に勉め生産力の擴充を計り、消費節約に對する精神を具體的に明示すべし

六、電 氣 器 具

凡そ電氣に關する商品の輸出は吾が國輸出統計の數字より見て至極少額にて一般輸出業者にても餘り興味を持たざる様にて此れが積極的擴張を計りたる事も聞かず、只昨今になつて漸く幾分話題にせらる様になつた有様なり

此の根本的原因としてはその大なるもの二つ、即ち比較的歴史の新しい事、及専門的智識を要するものなる爲取扱ひ溢りたる事それである、更に具體的に云へば現在輸出されつゝある物がその品質及價格に於て歐米品、特に獨逸、米國品に比較してコンベティティヴであると斷言出來ず、その品質に於ては相當の優劣ある事實を否定出來ない、然し此れは今後の努力と研究に依て解決されるとしても此れを輸出する業に當る者の電氣智識の有無に依つて良惡二様の結果を齎す事も又大なる因である

此れは敢て電氣商品に限られたるものでなく各種商品全般共通の現象であるが、特に吾々に痛切に感ぜられる事は値段さへ引合へばその品質の如何は第二第三の問題であると云ふ信念である

而してそれが玩具或ひはその類に屬する商品であればまだしも日常寸時も缺くべからざる且つ火氣を伴ふ電氣商品に於て先進國獨逸、米國等の商品に對抗して進出しやうとする場合に於て、その信念より生れる結果の如何に大なるかを考慮したい、その上仕向國或ひは送電電力會社に依つて電壓、周波數、型式等と多種多様に變化ある爲、それを正確にその市場に合致したる商品を送る事は専門家でさへ相當煩雜な問題である

斯くして、日本製電氣商品は普及率も悪く、且つ兎角の問題の起る原因であると共に惡評を宣傳する以外に何等の成果

を齎らさない、此の弊害を避ける可く、最近電氣輸出組合なるものが誕生し、色々の意味に於ける悪評を抹殺す可く努力せられる事は誠に同慶に堪へない次第である、而して同輸出組合としての完全なる機能を備へられん事の一日も早からん事熱望してやまぬ

前述の状態を前提として貴照會の諸問題を検討する時(イ)の應急策なる事は此の種商品に對しては些か困難とせねばならぬ、何となればその商品の性質よりして敢て急激に擴張する事はその災を後日に見るは至極明かなり、又(ロ)の根本策に就ては今後出来る限り、専門商品は専門の輸出商に依り積出す事が必要であり、それには政府より電氣輸出組合に對して極力援助されてこれが強化に當らねたい、斯くして有識者が統制下に於て動作する場合は如何に値段の點に於て開きあるとも玩具の如く出来さへすれば、型さへあればと云ふ意味の取引は良心的に不可能なる事と信じて疑はない

尙又(ニ)の問題に對しては貿易業者の立場として多言を避けるも輸出商品を製造するに必要な材料の輸入は可及的敏速なる手段に依つて輸入許可されたい

以上述べたる事は些か貴問合せに對して適切とは云ひ難きもその理由は承知されたる事と假定し更に一言今後の北、中南支への進出は急務中の急務にして此れに對しては見本市或ひは之に類似せる方法に依つて宣傳を必要とす可く政府よりは之を具體化、有効化す可く努力を乞ひ同時に再び他市場で見られる様な無統制な競争振りを回避する様當初より嚴重なる統制を考慮されたい

(六) リンク制による纖維工業輸出増進策 (昭和十三年二月)

原棉輸入にリンクする輸出増進策

一、綿業統制協會の設立

棉花輸入商、生産業者及び綿絲布輸出業者を以て「綿業統制協會」を組織すること(註、現在は棉花輸入商、紡績業者を以て棉花輸入統制協會を組織す)

一、輸出製品用原棉に對する棉花統制料の拂戻

棉花輸入統制料を廢止せず輸入棉花全部に對し一應統制料を徴收し、輸出向製品に使用せられたるものには之を拂戻すこと

内地向のものより徴收したる統制料はこれを輸出振興資金に充てること

備考

(イ) この方法は輸出向のものが國內向に流用さるゝことを防止すると同時に積極的に輸出の振興を計らんとするものである

(ロ) 従來の如く棉花輸入統制料を輸出向、内地向の區別なく全部に亘つて徴收し、別個に輸出奨励(割戻金)を與ふる方法は輸出品價格を嵩むることとなり、相手國よりダンピングと見らるゝ恐れあり

(ハ) 七月以降棉花輸入統制料を全廢せんとすることは輸出振興の目的に反す

一、紡績業者に對する方策

- (1) 輸入棉花は紡績聯合會に於て所屬業者に對し輸向、内地向（混紡用、軍需用、純綿用）に區分して之を割當ること
- (2) 輸出證明の提示により統制協會に於て各紡績業者に對し棉花統制料を拂戻すこと
- (3) 輸出割當を有する紡績業者がその割當額に相當する輸出をなさざりし時はその不足分の倍數に相當する額だけ次期割當を減少しこれを責任額以上に輸出したる會社に對し優先的に振宛てその他を責任額を輸出したる業者に分配すること

二、輸出業者に對する方策

- (1) 輸出業者に對して義務輸出額を決定すること
過去の実績あるものは過去三ヶ年の平均輸出実績の七割をもつてその義務輸出額の基準とすること
過去の実績なきものに對しては過去三ヶ年の平均總輸出額（二六億九千平方ヤード）を全業者（七三九人）に等分したる額の七割（二百五十五萬平方ヤード）をもつてその義務輸出額とすること
- 備考
義務輸出額は三年毎にその実績を考慮して適當にこれを更改すること
- (2) 輸出額が義務輸出額に達せざる者に對してはその不足額を義務輸出額に加算したるものを以つて次期義務輸出額とすること

- 義務輸出額以上の輸出をなしたる者に對してはその超過分に相當する原棉輸入權を與ふること
但し義務輸出額の倍額を限度として輸入權附與を打切ること
- (3) 右の原棉輸入權は之を實際に行使せしむることなく綿業統制協會に於て報償金（一平方ヤード貳錢の割合を以つて算定す）を支拂ひこの輸入權を買潰すこと

備考

右の方法は輸出獎勵が相手國よりダンピングと見らるゝことを防止するためである

綿製品ストック輸出促進策

現在の綿製品ストックは總計約三十三萬捆に達し之が輸出の目下の急務なることは論を俟たざるところであるが輸出促進策として次の二案孰れかを採用すること

第一案 ストックの輸出に對し輸入權を與へこれを全輸出額につき一ヤード貳錢の割合をもつて政府にて之を買潰すこと
（國際貸借上輸入權を行使せしめざるを可とする場合）

第二案 ストックの輸出に對しその金額の七割に相當する原棉輸入權を與へこれを紡績業者に任意に賣却せしむること
右の輸入權は本年度豫定輸入計畫以外のものとす

(七) 官吏任用令の改正に就て (昭和十三年二月)

— 委員制度の強化と活用が重點である —

- 一、戦時及び国防経済下に於ては従来自由経済時代に専ら監督行政の地位にありたる行政官吏が一步進んで産業経済の運営を指導計畫し同時に自らその実行の衝に當らざるべからざることとなる
- 一、従来基本産業に對する國家統制が稍もすればいはゆる官僚統制の批難を招きたることは産業の實情に疎き行政官吏の指導立案と一方之に對する産業人の協力の足りなかつたことがその大きな原因の一つと考へらるゝ
- 一、而して今日の時局に必要な産業方面に於ける國家統制を強化してゆくには是非とも右の缺陷を補強することが焦眉の急務である。而して茲に官吏任用令改正の重點を置くべきである
- 一、これに就て官吏任用の門戸を廣く解放して汎く各方面より適材を官界に迎へ入れることが必要であること勿論であるが今日の民間の實情に照らし第一線に活躍する有能なる人材を直ちに官界に振向けしむることは相當困難である
- 一、従つて官吏任用の門戸開放と共に一面に従来の委員制度を強化しその有効なる利用を計ることが最も今日時局に適した方策である、歐洲大戰當時における歐米の實例も同様である
- 一、従來の委員制度は多くは政治的理由の下に又は單なる諮問機關として専ら財界の有力者を詮衡したものであるが、かくの如き委員會は今日の時局に於て到底十分なる働を期し難い許りでなく、これがため空しく問題の解決を遅延する點に於て今日の緊迫せる時局に適しない

一、蓋し今日の時局に必要な産業行政上の機關としての委員は常に専門智識の提供者たるばかりでなく、進んで國家統制の線に於ける産業經濟運行そのものに關與して、産業行政の一部を擔當するところの國家の公務員たらしめなければならぬ

一、従つてこれ等の委員は従來のごとき財界の巨頭又は名士の顔並を揃へたものみに依つてその効果を期待することは不可能であつて是非とも産業の第一線に現實に活躍しつゝある人物を羅致する必要がある

一、以上述ぶるところの觀點から、現下の時局に必要な委員制度の強化と活用を期するには官吏任用令の改正と相俟つて左の諸點に關する法制を設けることが必要と信ず

- (1) 委員を大臣(又は其性質に依りて内閣)の直屬機關とすること
 - (2) 委員に公務員の資格を附與すること
 - (3) 委員會の協議に關係行政官が参加すべきは勿論であるが、委員會の議長に民間人をして當らしめ、民間委員の意見を出来る限り尊重する建前をとること
 - (4) 委員會の決定事項に對し確たる実行力を持たしむること
 - (5) 委員には一定の任期を定め、その職能に應じ公務員としての權限と義務を規定すること
- 一、顧問制度も前記委員制度に準ずること

(八) 人的資源の培養補給策 (昭和十三年三月)

鐵、石炭を始め生産力擴充に必要な重要物資の缺乏と輸出貿易の減退が日増深刻化する今日、物的方面に於ける必須資財の補給の必要なると共に、一方人的資源の動員、補給が緊要である。蓋し國防經濟下の生産力擴充は物的側面と人的側面を有し、此兩者の依存關係に重點をおくにあらざれば、生産力擴充も輸出増進も其の目的を達することが出来ない、而して現下の状態は物的方面に専念して人的資源の培養補給の上に缺くる所多きを認む

蓋し戰時經濟下に於いて人的要素の主たるものとしては

- 一 産業人の企業力（経験、智識、信用、熱意、責任、創意力等）
- 二 技術力（學者、研究發明家、技師、技手、熟練工等）
- 三 勞働力

であり、此等人的資源の戰時經濟への動員と之が培養補給策に付政府は速かに必要な處置を講ずべきである

- 一 企業家の經驗、智識、創意、熱意、責任、經營力の國防經濟への十分なる利用、政府の民間専門委員制度の擴大強化、企業人の滿支進出の促進
- 二 技術工、技術員の養成
- 三 理工科大學及び同専門學校の教員及び設備の擴充
- 四 産業科學研究發明機關の設置
- 五 資源開發指導助成機關の設置
- 六 戰時勞働力の補給

七 國策移民及び自由移民（商工移民を含む）の訓練及び移植

（九）北支開發並中支振興株式會社に對する要望（昭和十三年四月）

- 一、北支開發會社の管理事業の範圍は交通、運輸、重要鑛山等國策上必要缺くべからざる事業に止め、その他の事業については専ら金融上の助成を爲すを主眼とすること
- 二、前項金融的助成を受くる事業會社は之れを傍系子會社とせず成るべく獨立せる純民間會社として、その株式を日支兩國民に汎く公開することがその事業の發展と經營を全からしむる要訣であり、同時に又民衆資金誘致の良策である
- 三、支那經濟開發については之れと最も密接關係にある大阪産業界との連繫を緊密ならしむる爲め、北支開發並に中支振興會社の適當なる機關を大阪に設置すること

（十）支那經濟開發の方針（昭和十三年四月）

- 一、支那經濟開發は日滿支三國經濟ブロックの綜合國力の充實發展を目標としたる計畫經濟と、其實行の任に當るべき民間企業力との緊密な抱合せを計るべきである
- 二、而して特に北支の經濟開發は、その永久の根本策は暫く措き、現下我國の状態に鑑み、現在の對策として事業の能率化を計ることを目標とすべきである

それには現在我國の民間産業界に働いてゐる一般國民の各自が有するところの資力、信用、技能、才幹、經驗、創意、熱意等一切の企業力を最も有効に北支經濟開發の第一線に誘致、動員することが當面の急務である

一、從て北支經濟開發の初期の方針としては、成る丈け内地人の北支進出を誘致するやう、能ふ限り自由な機構が望ましい、而して或る年限を経た後に統制を漸次高めてゆくことが得策と信ず

一、北支經濟開發の中樞機關

(1) 北支經濟開發の中樞機關としての北支經濟開發會社の任務、其機構並に運營、運營擔當者の人選に付ては慎重なる考慮を要す

蓋し開發會社の本體を單に助成會社とし、事業は傍系會社をして其經營に當らしむるとするも、會社首腦者の意志と勢力が必要以上に傍系會社の上に働き、之れが爲に子會社の經營上の責任を輕からしむる事となる恐少からず依つて北支の經濟開發會社の所管事業は交通、通信、重要鑛山等國策上必要已を得ざる最小限度の事業に止め、その他の鑛山並に一般事業は出來得る限り右開發會社の所管より切離して、行政機關の直接の所管とし、開發會社は單に金融助成機關として民間事業の開發金融に主力を注ぐことを得策と信ず

一、中支振興會社はその本來の使命が自ら事業を営むのでなく専ら復興事業に對する助成會社であるから、助成事業に對してその監督を成るべく最小限度に止むることが事業會社をしてその經營上の責任を十分盡さしむる良策である

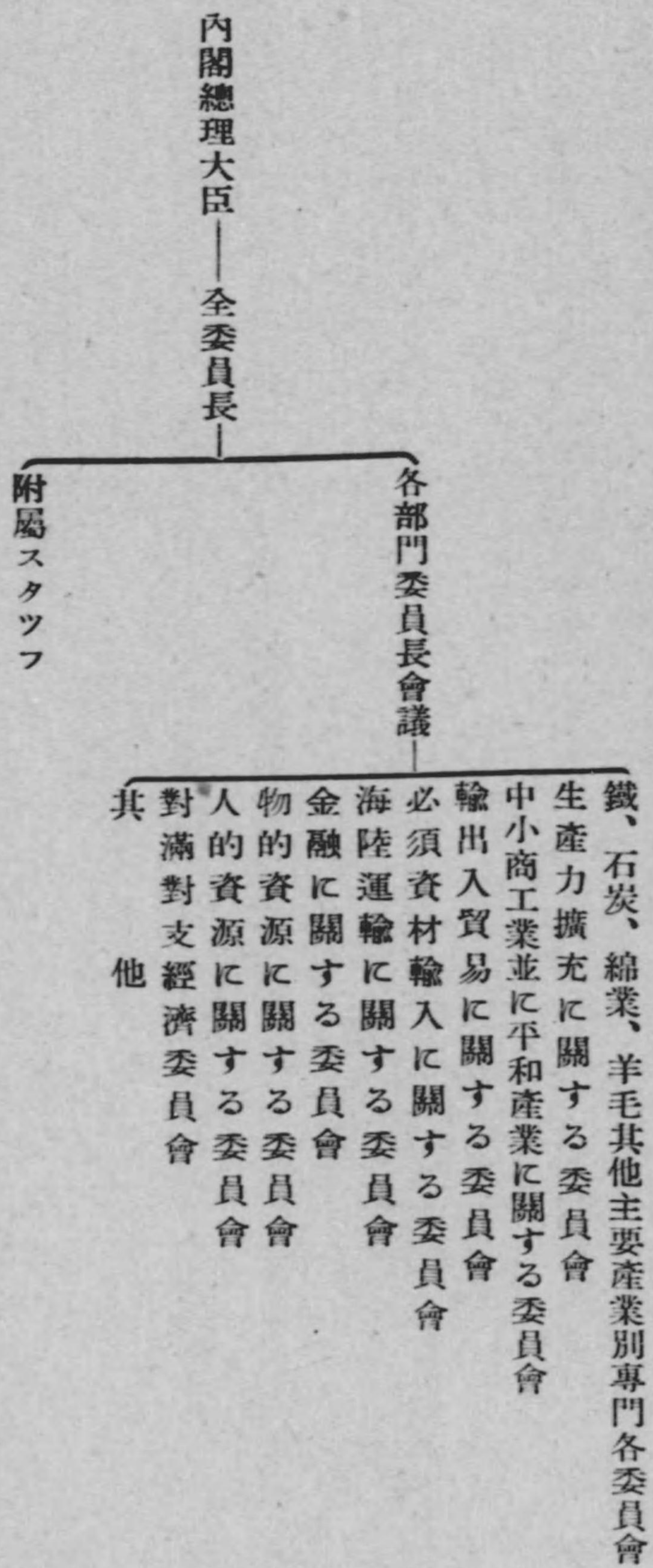
(十一) 産業經濟調整委員會 (昭和十三年四月)

一、機

一、産業經濟調整委員會は總理大臣の直轄機關として、差當り先づ之れを調査機關とし、戰時下に於ける産業經濟の全面的調整に關する計畫の大綱を立てしめ、今後時局の進展と其運行の實績に鑑み、將來内閣制度、行政機構、官吏制度の改正と相俟つて、調査計畫機關より一步進んで實行上の權限を有する一機關に擴大する用意を必要と信ず

一、本委員會はまた國家總動員の實行準備機關としても極めて其重要性を持つものと信ず

一、本委員會の主腦者には國民的信賴のある産業人を簡拔して全委員長となし、各専門委員會の委員長及び委員は民間第一線に活躍する人物を任用することが望ましい



戦時經濟、國防經濟の進展に伴ひ、輸出入の統制、重要物資の生産配給消費の統制、資金の調整等各方面の統制は今後益々強化さるべきは本より當然のことであり、之れに對して今日迄行はれたところの統制は、左の諸點に於て完璧を缺く憾み少くない

- 一、當該産業部門のみを統制し、緊密關係にある他の産業を統制圏外におく結果十分に其効果を挙げ難き事（鐵の増産計畫に對する石炭、船舶の不足、また石炭の増産計畫に對する貨車船舶の不足の如きその一例とす）
- 二、同一産業部門に於ても生産と配給、消費の統制が稍もすれば平衡を缺く爲め統制が混亂に陥る事（綿業統制の如きその一例とす）
- 三、輸出貿易に關し原料輸入並に其製造、配給、消費の全過程に對する一貫的統制強化を缺く事（前同斷の例）
- 四、統制の結果最も影響を蒙むる中小商工業、平和産業の救済及びその立直り轉換に必要な十分な對策が伴はざる事
- 五、當局者に於て、専ら緊急當面の問題を處理するに忙殺され、將來の見透しに關する對策を缺く場合ある事
- 六、統制が主として産業經濟に關する智識經驗に十分ならざる當局の手に行はるゝ場合、往々産業の實情に即せざる憾みある事、同時に産業界に於ける現實の機構が之等の統制を受くる場合多大の障害と摩擦を生ずる事
- 七、一般産業界に於て統制に關する共鳴協力の全からざる事
- 八、輸出入及び國內的生産、配給、消費の全面に亘り時局産業經濟の全面的指導調査機關を缺く事

之れが爲め從來の産業統制は未だ其効果を十分に擧ぐることは能はざるのみならず、他面他の産業部門に幾多の障害を及ぼし、殊に現下最も必要な生産力の擴充と輸出貿易振興の上に多大の摩擦と支障を來たしつゝあることは、誠に憂慮に堪えぬ所である

蓋し、これまでの比較的自由な機構の上に立てられたところの産業經濟を、時局下の制限せられた物資と資金の上に、立直し轉換を計ることは決して容易な業でなく、到底政府の一部局乃至産業界の一部門の統制力に依つて、之れが完璧を期せらるべきでないと思ふ

尤も政府に於ては夙に企畫院をして全面的國防經濟計畫樹立の任に當らしめつゝあるが、同じく戦時國防經濟の目的の下に於ても、専ら國防上の見地から資源、資材を主眼とする計畫と、現下の産業經濟の觀點よりするものとは、自ら其立前を異にする所あるべきである。殊に産業經濟の現状は、一刻も早く上級産業別の跛行的統制を全面的に調整して、戦時體制下の國力の強化を計ることを緊急事と思ふ

（十二） 官吏制度改正案に關する要望（昭和十三年五月）

戦時體制國防經濟下に於て産業貿易の國家統制を強化せんとするには須く官民の智識を抱合せ官民同心一體となり以つて時難の克服に邁進するのほか道は無い、之れが爲には官吏制度の改正を行ひ廣く人材を民間に求めること及び國家統制の核心たる官民協力の實を官吏自ら日常その心構の上に恪守實行することが絶対必要である、この點について本會は夙に官吏制度の改正と各種委員會の組織機能強化につき意見を發表した（備考参照）

現内閣に於ては革新政策の第一着手として官吏制度の根本的改正を企圖せられ國民は多大の期待を囑したるに拘はらず傳ふるところの當局案なるものは極めて微温的にして殆ど改正の意義を没却しその効果を疑はしむるものであり、しかもそれすら各省の意見不一致の爲實現困難の情勢にあることを傳聞し邦家の爲遺憾に堪えず

冀くは閣僚諸公に於かれては協力一致現下の時局に鑑み官吏制度の根本改正を斷行し政府自ら庶政一新、民心作興の範を示されんことを望む、同時に、若し本問題が荏苒解決を告げざる場合その世道民心に及ぼす影響尠からざるものあるを併せ省察せられんことを望む

備考

文官任用令改正に關する本會の決議（昭和十二年七月）

文官任用令改正の必要

準戰時體制下に於て必要なる國家統制は過去に於ける所謂官僚獨善的統制の弊に陥らざること極めて肝要である、依つて各省行政部門に可及的に民間産業界の適材を簡拔し適宜其衝に當らしむること恰も歐洲大戰當時に於て列國の執りし方法に學ぶべきもの尠からず此見地より文官任用令の改正を提唱す

文官任用令改正要綱

- 一、自由任用の範圍を擴大すること
- 勅任官は自由任用とし、其他にも自由任用の範圍を擴大し、時務に必要な民間各方面の適材を自由に簡拔し得る様爲すこと
- 二、登衡任用並に特別任用の範圍を擴大すること

（十三） 物資需給計畫に關する決議（昭和十三年七月）

今や時局は戰時體制下に長期國防經濟の時期に入りて政府が這次物資需給計畫を確立し之れが遂行に邁進せられつゝあることは國民として全幅の賛意を表するものなり、而してその徹底的遂行と圓滑なる運営を期するには官民一體となり物心二面に亘りて國家統制の實を擧ぐる事を必要とす、而して物資の需給調整強化の結果今後に續出すべき失業者の轉職、事業の轉換に就ては政府に於て之れに必要な資金の融通の敏活を計るため特融法の制度を設け特殊銀行の外にも普く一般銀行をして其任に當らしむる事を必要とす

（十四） 人的資財補給培養に關する決議（昭和十三年七月）

戰時國防經濟下に於て金より物の經濟に移り更に進んで人の經濟が凡てに通ずる根幹力として一層重要となりたる時期に入りて人的資財の補給培養に關する政策が從來比較的閑却せられたる憾あり

政府に於てはこの點に留意せられ物資の需給計畫と盾の兩面をなすところの人的資財の培養に就き強力なる政策の遂行に邁進せらるゝこと現下の喫緊事なりと信ず併せて之れに關する希望を左に附加するものなり

- 一、發明研究方面に於ける國家的施設の整備擴大を計るため次年度豫算に必要な豫算を計上すること
- 二、大學、専門學校、實業學校、青年學校に對し精神方面と共に實科方面に關する施設（人員と設備）擴大に必要な

豫算を計上すること

- 三、各大學及び研究所に於ける新進の研究員、助手を多數養成する方法を講ずること
- 四、産業指導機關の設置
- 五、資源開發指導機關の設置
- 六、民間産業人の簡拔登用
- 七、官民合作委員會の擴充強化

(十五) 中小工業救濟國策會社案 (昭和十三年七月)

這次政府に於て長期國防經濟強化の根本策として確立したる物資需給計畫に基く不急産業の抑制は、我産業組織の劃期的變革にして重工業、輕工業を通じて大、中、小の産業に及ぼす影響極めて甚大なり

政府に於ても此の點に留意せられ、銳意その對策を講ぜられつゝあるが、特に中小工業に於ける失業失職の問題は一刻も等閑に附すべからざる緊急状態にあり

就いては之が對策として重工業、纖維工業その他の輕工業の各部門別にそれ／＼國策的中小工業救濟會社を設立せしめ上級不急産業の中小工業を合併して適當なる軍需又は輸出産業の面に轉換せしめるため、政府は低利資金の融通その他之れに必要な措置を緊急講ぜられんことを要望す

(十六) 長期國家總力戰に對する決議 (昭和十三年九月)

—官民協力の中央經濟機關設立の提唱—

今や國民の日夜感激措く能はさる所の皇軍の奮闘努力に依つて、戰果逐日擴大し漢口の陥落も目睫に迫り暴戾蔣政權の壊滅も遠きに非ざるを思はしむ、而も一方蔣政權とその背後に於ける某々第三國との緊密化は日を逐ふて其の度を加へんとする情勢にありて、支那事變の前途は益々以て長期國家總力戰の覺悟を深めさるへからず

就ては現下最大の緊急問題たる物資統制下に於ける輸出貿易と生産擴充の障害を除去し平和産業の失業を防止する爲め速に官民協力の中央經濟機關を作り時局經濟の改善強化を期すへし

(十七) 物資統制の運営に關する改善策 (昭和十三年九月)

(國家的信用制度の創設)

—國家的同屋機關の提唱—

現在行はれてゐる重要物資配給上の切符制度なるものは、戰時緊急状態に於て必要已むべからざる措置であるが、今後の長期國家總力戰に即應して、産業の活力をいやが上にも増さねばならぬ場合に、現在の制度その儘では運行上幾多の支障を免れない。その爲め今後の貿易振興、生産力擴充に障害を來す恐れ極めて尠しとしない。就てはこれが改善策として

考へらるゝことは、新たに國家的信用制度を創設し物資統制の任に當る中央官廳はその物資の配給状態と地方の産業状態に鑑みて、その権限の一部を、出来る限り地方官廳に委任し、地方官廳は又その管轄地域内に於ける産業の實情に即して主要産業部門別に業者中の信頼すべき産業人を詮衡して、中心的統制會社を作らしめこれを物資の配給及びこれを原料とする製造加工業の中心機關となし、併せて之れ等の下請負製加業者に對し現下最も必要な産業上の金融を爲さしむることとし、恰も自由産業の面に於て、中小工業に對し問屋があつて、丁度これと同じ様な産業上の任務を果してゐる如くに新たに統制産業の部門に國策的問屋機關を、地方的に且つ産業別に作らしむることとせば、現下最も必要な輸出品の製造工程上、原料材料の物資獲得に伴ふ幾多の困難を除去する許りでなく、一面にはこれが爲め物資統制から來るところの一般的失業も多分に救済防止することが出来る。而して斯くすることに依つて、現下最も缺くるところの生産の面に於ける官民一致の合力を如實に實現し國策遂行の上に寄與するところ尠くないと信ずる。

一、現在政府は各産業を細かに類別して工業組合を作らしめ、これ等の工業組合をして統制物資の配給に關する自治的代行機關として、物資の配給切符を發行せしめてゐるのであるが、これ等の物資統制の面に急造されたる新しき工業組合なるものは、その中心的人物に於て、必ずしも業界の信望と統制の實力を持つ者許りでなく、又工業組合そのもの、本來の機構は、單に組合員たる同業者が自分に必要な原料材料の配給を受くる共同機關たるに過ぎないものであつて、之れ等の工業組合に對し適切敏活なる活動を望むことは本來無理な注文である。尤も、單なる物資の配給上の代行機關としてならば、現在の工業組合を法制的に改善強化し、その首腦人物を嚴選することも或は一方法ではあるが、現在一番憚みとされてゐるところの物資配給の敏活化はこれに依つて毫も促進されることもないのみならず現下の最も重要問題たる輸出の振興や失業の防止を計らねばならぬところの中小商工業者、例へば輸出雜貨を始め鐵工製品の中小加工業者等に對して、單に配給機關たる工業組合だけでは如何にこれを法制的に強化して見ても殆んど何等の効果も期し得られないと思ふ。是非共此際更にもつと效果的な積極的な方策として、これ等の中小工業者の原料材料たる物資の獲得の便宜を計りその敏速化を圖ると同時に、一方には統制の強化に伴ふて當然免れ難きところの製造工程中の資金の滯滞固定に對し特別な金融の道を講じてやるところの國策的問屋の如きもの、創設が時局下に最も必要である。

一、而して之れ等の國策的問屋機關が、その國家より與へられたる信用を全うし、その任務を完全に遂行するには、第一に先づその中心人物の人格と實力を必要とする。従つてこれ等の人物の選定宜しきを得る爲めには、この制度は飽く迄も地方的ものであつて、地方の實情に即して地方長官の嚴選に俟つべきものである。また該問屋機關の平素の業務に就ても常に地方官廳と緊密なる連絡を必要とする次第である。政府は最近輸出品の加工材料の配給上の便宜を計るが爲めに、地方長官にその権限の一部を委任することに依つて、輸出品の製造工程の敏活を圖る方針を執りつゝあることは、最も機宜に適したる措置であるが更に進んで地方官廳をして、その管内に於ける物資統制の面に於ける産業部門から適當なる人物を選定して、敘上の國策的問屋機關を作らしむることとするならば一層効果的である。

一、過去に中小工業の輸出振興會社案や中小工業金融會社案なるものが官民の一部に提唱企圖されたことがあつた。併しそれはどこまでも全國的のものであり劃一的のものである。理屈はよくても複雑多岐なる産業の實狀に即せず、また之れが運営に當るべき人そのものが得られない。すべて事業は人に在り、この人を根本とした考へ方が茲に地方的に

且つは産業別に此機構を考へた根本義である。従つて若しその地方に又その産業部門に専ら之に適應する中心人物が見當らない場合は之れも實行出來ない案であるが、時代は刻々に移りつゝありて産業界の第一線中からこれ等の國家的産業人を求むることは現下の時局經濟の面に一番缺けてゐるところの産業人の國家的動員の一として最も意義あるものである。

一、次にこれ等の國策的問屋機關は、營利本位の機關でないから、これ等の事業の安固と發達を計るためには、國家は須らく之れに對して國策的金融即ち低利資金の融通をなすことが當然である。而して此低利資金の利用は同時に之れに依つて問屋機關をして、その組合員乃至下請業者に對して物資の配給とその製造加工々程とを一貫して、一面金融の力を以つて統制を如實に實行する武器となし得るわけである。

一、更に又これ等の低利資金は、なるべく一般普通銀行をしてその仲介貸付の任に當らしむることが得策と思ふ。その譯はこれ等の一般普通銀行の資金貸付は、主として相手方の人的信用に重きを置くものであり、こゝにも現在の時局經濟の上に缺けてゐるところの人的資財の動員が、普通銀行の面に依つて行はるゝことになるわけであつて、斯くて一面には國家（政府並に地方廳）と問屋機關との信用交換が行はるゝと共に、一面には銀行と問屋機關との間に信用の交換が行はれ、茲に國家的信用制度が二重三重に織り交ぜらるゝことゝなる次第である。蓋し現下の戰時狀態並に今後長期國家總力戰に於て一層強化を要する方面の物資統制も、その根幹に於て現在に於ける産業機構の最も勝れた活動力を程よく調整して、その働きを出来る限り減損せぬやう、且いやが上にも擴大せしめねばならぬ。而して本來産業經濟の發展は信用制度の發展に負ふ所極めて多いのであつて、これまでの専ら個人本位又は利益本位から出發した

信用制度を國家的の信用制度に綜合調整することが極めて必要である。

一、以上は専ら中小工業者の問題に關聯したる國策的信用制度の設定に關する考案であるが、頃日新聞紙上に傳ふる所によれば、鋼材共販組合が鋼材の配給統制に關して、切符制の適用より除外したる契約制度の運用を要望してゐる様であるが、これ等も無慮三千種に亘るところの鋼材そのものゝ品種の多様性と、生産工程の複雑性から來る切符制度の運用上の困難に對する改善案として、實際の必要から來た叫び聲であり、これも一つの新たな國家的信用制度の創設に關する要望に外ならない。

一、之れを要するに現在に於ける産業の根幹力は信用制度の發達にあり、而して切符制度なるものは結果に於てこの信用制度を全然拒否するものであつて、これが爲め生産、配給、消費の上に於ける産業の敏速なる活動を阻害する處くないのは自明の理である。而も從來の個人又は企業の利益本位の信用制度は、必需物資の統制經濟の面に、その儘取り入れることは出來ないのであつて、又現在政府が信用を與へて物資配給の代行機關としてゐるところの工業組合なるものも、その本來の機構上多きを期待出來ないとすれば、こゝに何等かの改善案が是非とも必要である。本篇はこれに對する一個の具體案として國策問屋の案を提供し大方の示教を乞ふものである。

（十八） 國有鐵道の國策的經營（昭和十三年十一月）

戰時體制國防經濟下に於て國有鐵道の經營が今尙自由經濟時代の自辨主義に膠着し、剩さへ鐵道特別會計よりその一部を國庫收入に繰入れつゝありて、之れが爲め時局經濟に必要な特殊運賃の引下や増産の獎勵や必要な貨車の増設、港

灣積込設備の擴充等物價の低下、生産力の擴充に必要な諸般の國策的經營を行ふを得ざる事は此際最も深き省察を要すべき問題なり

今之れに付て二三の點を例示せば、政府が曩に物價政策の一端として産業一般に最も緊密なる關係を有する石炭の山元コストの切下を斷行せられたるは極めて機宜の措置なるも、本來石炭の價格構成上主要なるものはむしろ運賃にして、石炭價格の引下は海陸運賃の低下を計る事最も肝要なり、然るに海上運賃は今日戰時體制下に於ける海運の實情に鑑み、直ちに其の低下を計ること困難なるを以つて、順序として政府は先づ自ら鐵道運賃の引下を斷行し、之れに依つて更に炭價の低下を期すると共に漸次海上運賃の低下を計るべきなり

而してこれが爲め一方鐵道運賃の減收は若干國庫收入の減少を來すべきも、かくする事により初めて現下戰時經濟に最も必要な一般物價引下と生産費低下の全面的工作が官民兩事業の協力により初めて有効なる端緒が實現せらるゝことゝなるべし

殊に今後我國の石炭供給の半ばを負ふところの北海道炭の如きは山元より積出港までの距離遠くして石炭の鐵道運賃の引下は一面炭價の引下と共に石炭増産促進の上に最も効果的たり

更に又鐵道運賃の引下は獨り石炭のみに止まらず北海道東北六縣の如き時局に必要な重要資源を包藏し而も遠距離鐵道輸送を必要とする土地に付ては之れ等重要物質の運賃を政策的に下ぐるごと時局經濟の面に於て最も必要なり

又線路の敷設、貨車の増設、港灣及其積込設備の新設、擴充等が現下の生産力擴充の上には勿論、物價政策、輸出振興策の基本たる一般生産費の引下策として最も必要缺くべからざるものなるに係らず、之れに關係せる鐵道省、逓信省、大

藏省、内務省、商工省の方針が獨立區々にして、國策の面に統一せられ居らざる爲め、之れを實行する能はざる現状にある事は吾人の最も遺憾とする所なり、今や戰局は一轉して長期國家總力戰遂行、東亞新建設の時期に入りたる時、切に政府當局の深甚なる考慮を促し、鐵道政策の國策化と時局經濟の一大重要面たる鐵道經營の積極化を要望する所以なり

(十九) 長期國家總力戰に對應する一般産業計畫樹立の急務 (昭和十三年十一月)

——東亞建設と失業對策の根本問題——

物資統制の面に於ける犠牲産業部門の失業問題は日を逐ふて深刻ならんとする状態にある、政府は之に對し種々の對策を講じつゝあるも根本問題は物資統制と併行して是非共計畫を立てねばならぬところの我國各産業部門(軍需産業、輸出産業、平和産業其他一切の産業部門)の長期計畫を缺くことである

從來戰時緊急状態に於て物動計畫の面から一切の政策が物資の統制に集中したることは己むを得ぬところであるが、今や戰局は進んで長期國家總力戰と滿洲を初め北、中、南支一帶の經濟建設を併せ遂行せざるべからざる時期となり、我國一般産業の長期計畫の樹立は最も肝要なる國防並に政治經濟上の問題にして、此計畫を確立することに依つて初めて現下の失業問題對策の如き又は今後の長期國家總力戰、東亞の建設に對する方途も定まり、同時に一般國民に於ても今後の長期國家總力戰と東亞建設に對する決意とその進むべき方途を定むるを得べきである

昭和十三年度諸會合一覽

(自昭和十三年一月
至昭和十三年十二月)

四〇

會 合	日 時	議 件
總務財務委員會	一月十一日 正午	昭和十三年度定時總會開催ニ關スル打合せノ件 ▲懇親會開催ノ件 ▲今後ノ會合一ニ關スル件
本多熊太郎氏講演會	一月十七日 正午	對支問題並ニ最近ノ國際情勢 (本會、大阪工業會、大阪商工會議所共同主催)
同 懇談會	同 午後三時	外交問題
定時會員總會	同 午後四時	會務並ニ決算報告承認ノ件 ▲會則變更ノ件 ▲役員改選ノ件 ▲聲明書決議ノ件 (皇軍感謝決議、日滿支三國經濟プロツク強化ニ關スル決議)
會員懇親會	同 午後五時	來賓トシテ本多熊太郎氏出席
鈴木少佐講演會	一月二十二日 正午	滿洲產業開發問題 (本會、大阪工業會、大阪商工會議所共同主催)
同 懇談會	同 午後三時	滿洲並ニ支那開發問題

總務財務貿易通商委員會	一月二十四日 正午	總務、財務委員追加ノ件 ▲總務、財務委員中常任委員互選ノ件 ▲會員勸誘ノ件 ▲客員推薦ノ件 ▲電力問題ニ關シパンフレット發行ノ件 ▲戰時下ノ輸出貿易増進策ニ關スル件
支那問題懇談會	一月二十九日 正午	國策研究會理事矢次一夫氏ヨリ最近ノ支那政治情勢ヲ聽取懇談
國策研究會ト聯合研究會	二月五日 日午後五時 (於東京)	官吏制度ニ關スル研究、本會ヨリ栗本、成瀬、實吉委員出席
總務財務委員會	二月十日 日午後二時	總務、財務委員追加ノ件 ▲常任委員選任ノ件 ▲官吏制度改正ノ件 (委員制度ノ強化)
總務財務委員會	三月一日 日午後一時	貿易問題ニ關シ國策研究會ノ照會ニ對スル回答ノ件 ▲時局重要問題ニ關スル件 (國家總動員法案、國策ノ線ニ沿フタル金融機構ノ強化、石炭飢饉ノ打開策、人的資源ノ培養補給策、輸出促進問題、重要産業部門ニ於ケル必需原料ノ輸入及ビ生産、配給、消費ノ統制ニ關スル諸問題、官吏制度改善問題、北支及ビ中支經濟開發ニ關スル諸問題、滿支自由移民ノ具體策、交通事業調整法ニ關スル諸問題)

總務財務委員會	三月七日午前十一時	人的資源ノ培養補給問題ニ關スル件
國策研究會ト聯合研究會	三月八日午後五時 (於東京)	青年學校義務制問題ニ關スル研究、本會ヨリ成瀬委員出席
高橋龜吉氏懇談會	三月十日午後三時	時局經濟問題
時局問題懇談會	三月十四日午後三時	國策研究會理事矢次一夫氏ヲ中心トシテ最近ノ時局問題ニツキ懇談
總務財務委員會	三月二十三日正午	時局經濟全面的調整機關設置問題ニ關スル件
總務財務委員會	四月五日正午	四月八日開催ノ支那問題懇談會ニ關スル件 ▲諸會合ニ關スル件
國民使節中野正剛氏 歡迎晩餐會	四月六日午後六時	中野正剛氏ヨリ獨伊訪問報告演說
富田警保局長講演會	四月七日午後三時半	人民戰線ニ就テ (本會、大阪工業會、大阪商工會議所、大阪府工業懇話會、關西產業團體聯合會共同主催)
柴山大佐講演會	四月八日午後二時	對支政策ト開發會社ニ就テ (本會、大阪工業會、國策研究會、共同主催)

支那問題懇談會	同	三時半	柴山大佐ヲ中心トシ對支方針並ニ支那開發會社設立ニ關シ懇談
瀧企畫院總裁講演會	四月九日正午	國家總動員法ニ關スル講演 (本會、大阪工業會、大阪商工會議所、大阪經濟會共同主催)	
支那文化經濟懇談會	四月二十七日午後三時	京大教授黒正 巖氏ヨリ支那ノ文化經濟事情ヲ聴取懇談	
貿易問題懇談會	五月二日午後三時	大阪商大助教授尾形繁之氏ヨリ貿易振興對策ニ關スル意見ヲ聴取懇談	
國策研究會ト聯合研究會	五月三日午後三時 (於大阪)	企畫院財務部長原口武夫氏、國策研究會ヨリ河田 烈、下村 宏、加藤敬三郎、大久保貞次、矢次一夫ノ諸氏出席、貿易對策ニツキ意見交換	
總務財務委員會	五月九日正午	官吏制度改正ニ關シ政府鞭撻決議ノ件	
小川郷太郎氏懇談會	五月十日午後三時	小川氏ヲ中心トシ時局問題ニ關シ懇談	
總務財務委員會	五月十八日正午	支那經濟研究所ノ件 ▲平和産業ノ北支進出問題 ▲物價問題 ▲インフレーション問題 ▲貿易對策改善ニ關スル件 ▲統制經濟下ニ於ケル官吏ニ要望スル件	

國策研究會ト聯合懇談會	五月二十三日 正午 (於商工大臣官邸)	本會ヨリ栗本、成瀬、土出氏出席、吉野商工大臣ヲ中心トシテ貿易、物價問題ニ關シ意見交換
太田正孝氏懇談會	五月二十六日 正午	時局問題
總務財務委員會	五月二十八日午後二時	内閣ニ要望スベキ案件 (大藏省、商工省ヲ廢シ豫算省、經濟省ノ新設ニ關スル件、貿易問題、物價問題ニ關スル件、人的資材培養補給問題ニ關スル件、官吏制度ノ改善強化ニ關スル件)
白鳥敏夫氏懇談會	同 午後三時	支那問題
臨時會員總會	同 午後四時半	貿易問題、物價問題ニ關スル件、人的資材培養給問題ニ關スル件、意見交換 ▲官吏制度の改善強化ニ關スル件決議
中野正剛氏懇談會	六月二日午後三時	最近ノ政情
千田大佐講演會	六月七日 正午	中支ニ於ケル我空軍ノ活躍ニ就テ (本會、大阪工業會、大阪商工會議所、大阪經濟會、國策研究會共同主催)
龜井貫一郎氏懇談會	同 午後三時	獨逸ノ經濟事情

高島中佐懇談會	六月十一日午後一時	事變ノ戰爭指導ト總力戰 (本會、大阪商工會議所共同主催)
總務財務委員會	六月二十七日 正午	庶政一新ニ關スル要望 ▲物資需給計畫ニ關スル決議 ▲公債消化問題 ▲人的資源培養補給ニ關スル決議
臨時會員總會	七月六日 正午	物資需給計畫ニ關スル決議ノ件 ▲中小工業救濟國策會社案ニ關スル件 ▲公債問題ニ關スル件
統制問題懇談會	同 午後二時	鐵鋼統制ノ現状ニ就テ日鐵大阪製鐵所長阿部雅雄氏ノ説明ヲ聽取シ意見交換
中央行政機構委員會	七月七日 正午	内閣制度並ニ各省行政機構ノ改革
荒木文相懇談會	七月十日午前十一時	時局問題ニ關シ荒木文相ト懇談
伍堂卓雄氏講演會	七月十六日 正午	獨逸視察談、講演終了後同氏持參ノ新興獨逸ヲ描ク映畫ヲ上映 (本會、大阪工業會、大阪商工會議所、大阪府工業懇話會、大阪經濟會共同主催)
小川郷太郎氏懇談會	七月二十日午後三時	小川氏ヲ中心トシ時局問題ニ關シ懇談
野田豐三氏懇談會	七月二十六日午後三時	内外時局ノ情勢ト今後ノ動向



外務次官松本忠雄氏懇談會	九月十四日 正午	支那事變ヲ繞ル最近ノ國際情勢
總務財務委員會	九月十五日 正午	長期國家總力戰ニ對スル決議 ▲物資統制ノ運営ニ關スル改善案
對支問題懇談會	九月十六日午後四時	國策研究會理事矢次一夫氏ヨリ北支ノ政情ヲ聽取
三政務次官懇談會	九月二十二日午前十時	內務政務次官勝田永吉氏、大藏政務次官太田正孝氏、商工政務次官木暮武太夫氏ト物資統制ノ實情及ビ影響等ニツキ懇談
原 勝氏懇談會	十月十日 午後三時	中支ヲ中心トスル經濟問題
時局財政經濟懇談會	十月二十一日午後三時	高橋龜吉氏ヲ中心トシ時局財政經濟諸問題ニ關シ懇談
ハバロフスク總領事島田滋氏講演會	十月二十七日 正午	ソ聯邦ノ現状 (本會、大阪工業會、大阪商工會議所、大阪經濟會共同主催)
總務財務委員會	十一月一日午前十一時半	時局問題ニ關スル件
駐獨商務書記官長井亞歷山氏懇談會	同 午後一時	獨逸ノ經濟事情

瀧企畫院總裁懇談會	十一月十日 午前十時	時局問題
北支開發問題懇談會	十一月二十二日午前十時	北支那開發株式會社ヨリ神鞭、山西兩副總裁、大久保、龜宮谷兩理事、中村監事出席、北支開發問題ニツキ懇談
總務財務委員會	十二月十六日午後二時	定時總會(昭和十四年一月)開催ノ件 ▲八田拓相懇談會(十七日午後三時)ニ關スル件 ▲中央行政機構改革問題
川本邦雄氏講演會	十二月十七日 正午	國民再組織問題、東亞經濟研究調查ノ件ニツキ意見交換
八田拓務大臣懇談會	同 午後三時	最近南洋方面ノ視察談 (本會、大阪工業會、大阪商工會議所、大阪經濟會共同主催)
		日滿支經濟ブロック其他時局問題

昭和十三年度會員異動 (自昭和十三年十二月)

入

會

個人會員 二〇名

藤波 收 後藤 佐彦 堀田 善文 濱野 恭平
 星野 行 伊藤 銀三 今村 奇男 池田 善一郎 吉比 爲之助
 門脇 正 加藤 末雄 中村 信太郎 中橋 武一 野澤 房二
 岡田 永太郎 關 桂三 山本 願彌太 山内 貢 吉崎 龜之助

法人會員 四社

稻畑 商店 (稻畑太郎 大下禎五郎) 日本窒素肥料株式會社 (市川 浩 山本登美雄)
 大阪鋼材株式會社 (伊藤重義 前島孫太郎) 聯合紙器株式會社 (井上貞治郎 野崎 清二)

退

會 八名

江藤 嘉吉 小泉 重助 國府 一房 益子 勇雄 中野 間菊雄
 沼野 泰二 武田 鼎一 湯淺 恭三

死

亡 三名

磯野 良吉 谷口 德政 内海 靜太郎

會員總數 (昭和十三年十二月末日現在)

法人 二二社 三八名
 個人 一三八名
 計 一七六名

客

員

一七名

政治經濟研究會昭和十三年度決算報告 (自昭和十三年十二月卅一日)

收入ノ部

一、金四萬參千七百參拾七圓六錢也

總 收 入

内 譯

一、金貳萬七百參拾五圓也 會 費
 一、金五百六圓六錢也 利 息
 一、金參千參百貳拾貳圓六拾四錢也 雜 收 入
 一、金壹萬九千百七拾參圓參拾六錢也 前年度繰越金

支出ノ部

一、金壹萬八千七百九拾參圓貳拾貳錢也

總 支 出

内 譯

一、金貳千九百九拾五圓參拾參錢也 會 合 費
 一、金八百拾壹圓九拾四錢也 通 信 費

391
494

- 一、金壹千七百四拾圓七拾參錢也
- 一、金壹千參百四拾七圓七拾貳錢也
- 一、金參千貳百參拾圓也
- 一、金四千五百八拾參圓貳拾參錢也
- 一、金貳千九拾七圓八拾錢也
- 一、金九拾四圓九拾貳錢也
- 一、金壹千八百九拾壹圓五拾五錢也

差引殘金

- 一、金貳萬四千九百四拾參圓八拾四錢也

內譯

- 一、金壹萬五千貳百拾七圓八拾錢也
- 一、金九千五百七圓五拾四錢也
- 一、金壹百貳拾六圓四拾參錢也
- 一、金八拾貳圓七錢也
- 一、金拾圓也

謝禮接待費
旅費
諸給與並ニ事務費
調查費
印刷費
消耗品費
雜費

定期預金
當座預金
振替貯金
現金
振替貯金基本預金

以上

昭和十四年二月九日 印刷納本
昭和十四年二月十二日 發行

【非賣品】

編輯兼 發行人 木村三郎
印刷人 小林積造
印刷所 小林印刷所
發行所 政治經濟研究會
大阪府豊中市新丸九五一
大阪市此花區電町二丁目六二
大阪府西區土佐堀通一丁目一番地
大同ビル（大阪工業會内）

大阪市西區土佐堀通 大同ビル 大阪工業會内

政治經濟研究會

電話土佐堀④
二八九〇番
四〇七三番
振替口座大阪一三〇八三番

71
4